



2019年12月6日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

インドネシア向け貨物の必須入力情報について

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、インドネシア税関からインドネシア全港に到着する貨物について、下記情報をB/Lに記載するよう通達がございました。

急なご案内となり誠にご迷惑をお掛けしますが、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

- ・開始日 : 即日
- ・対象貨物 : 日本⇒インドネシア向け貨物
- ・提示時期 : DOCK CUT まで
- ・提示方法 : SHIPPING INSTRUCTIONS の DESCRIPTION OF GOODS 欄に記載
- ・必須事項 : 1) Consignee の TAX ID 15桁 (輸入者の納税者登録番号) ※1
2) 貨物の HS CODE 6桁 (輸入統計品目番号) ※2

※1 インドネシアではNPWP(Nomor Pokok Wajib Pajak)と呼ばれています。

(記載例)NPWP : 123456789012345、TAX ID : 123456789012345

※2 HS CODE が複数に及ぶ場合、全ての HS CODE の記載をお願い致します。

(記載例)商品A HS CODE : 123456

商品B HS CODE : 123456

本件に関するお問い合わせは下記までお願い致します。

(本社定期船部 084-987-1500、東京支店 : 03-3264-8805、阪神事務所 : 06-6443-1025)